

九州中央リハビリテーション学院授業料免除に関する規程

(制度導入目的)

第1条 昨今の経済不況の影響で雇用調整等が全国的に進み、その影響で県内でも家計急変による進学断念、退学又学納金滞納・遅延等が今後増加傾向になる状況に対応し、学生が安心して就学できるように授業料を免除することを目的とする。

(制度内容)

第2条 九州中央リハビリテーション学院授業料免除制度は年間の授業料の1割～半額にあたる額を免除とする。尚、免除決定後、過払い分の授業料は速やかに返金する。

2 九州中央リハビリテーション学院授業料免除は1年毎の免除とする。

(対象者)

第3条 前年度に比べ家計急変(失職、災害、家族構成の変化等)により経済的に厳しく学納金納付が困難である学生のうち勉学に対する意欲があるもの。

(申請期間)

第4条 受付期間は毎年4月1日から9月30日までとし、当年度授業料を免除の対象とする。

2 第1項に関わらず臨時で追加、臨時募集をかける場合がある

(申請書類)

第5条 下記の書類の提出を求める

- 一、学費免除申請書
- 二、家族全員の居住市町村発行の前年度所得証明
- 三、住民票
- 四、その他学院が必要とする書類等

(対象者の選定)

第6条 授業料免除選考委員会に置いて本学院の基準に照らし合わせ、厳正に選考する。

(その他)

第7条 経済状況が回復し、第1条に挙げた状況が減少してきた場合この制度を廃止することもある。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。